

志免町農業委員会議事録

1	開催日時	令和 5 年 12 月 11 日（月）10 時 00 分から
2	開催場所	志免町役場 第 2 会議室
3	出席委員（11 名）	1 番：鬼塚大輔 2 番：野中光春 4 番：世利壽 5 番：藤利之 6 番：内山久枝 7 番：吉原正治 8 番：稲永雅俊 9 番：内山美紀 11 番：山内昭広 12 番：野中祥秋 14 番：南里雅章
4	欠席委員（3 名）	3 番：世利秀剛 10 番：今泉清則 13 番：原信彦
5	議事録署名委員	4 番：世利壽 9 番：内山美紀
6	内容	報告第 12 号 農地法第 5 条の規定による届出について 第 16 号議案 地目変更承認願いについて 第 17 号議案 農地パトロールにおける遊休農地等の判断について
7	会議の概要	
事務局		ただ今から、令和 5 年 12 月の定例志免町農業委員会を開会いたします。ご起立ください。礼。よろしくお願いします。 本日は 3 番世利秀剛委員 10 番今泉委員 13 番原委員より欠席の連絡があつておりますので 11 名出席となっております。 それでは志免町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては会長お願いいたします。
会長		それでは会議規則に基づき議事録署名委員の指名を行います。 4 番：世利壽委員 9 番：内山美紀委員にお願いいたします。 それでは、報告の追認にさせていただきます。報告第 12 号について事務局より説明をお願いいたします。
事務局		報告第 12 号について説明させていただきます。 ～報告第 12 号について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長		意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。

会長	私もバスから見たんですけどちゃんと整地されとうみたいです ね。舗装しとうとかいな。
事務局	入口から砂利が出ていかにように舗装して管理しています。
会長	完全な駐車場になってますので問題ないと思います。意見質問が ある人は挙手をもってお願いします。
	～全員なし～
会長	質問が無いようであれば報告第 12 号は追認されました。引き続 き第 16 号議案を事務局よりお願いします。
事務局	第 16 号議案について説明させていただきます。こちらは地目の 変更についてです。 ～第 16 号議案について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	16 号議案について意見質問ある方は挙手をもってお願いします。
南里雅章委員	一つ聞いて良いですか。ここは調整区域の扱いになるんですか ね。
事務局	そうですね
南里雅章委員	これってさっきの違法転用じゃないけどいつの間にか駐車場に なったっていうオチはないんですか。
事務局	それは無いと思います。まずこれを出していただく理由として は、土を入れますので、転用してるんじゃないか、そうじゃないよ というのを分かるために出していただいています。
南里雅章委員	奥に土があるけん、このまま全部ならしでつくるのかなと
事務局	全て同じ高さにして畑作を行う予定です。
山内昭広委員	地元農業委員として補足説明ですが、この土表土なんですよ。そ れを地上げをするために確保しています。許可が出次第埋め立てる と。なかなか表土が出ませんので、確保しておかないと、というこ とで、地権者と地元農業委員と立ち会って話をしています。
事務局	先程の話ですが、先程の駐車場にするという話であれば、許可案 件になるので、転用の許可を受けなければならないので、受けず に行えば違反転用になるので、その場合は指導して、是正していく と流れになります。
吉原正治委員	先程表土の話がありましたけど、これはいつの写真になります か。野菜を作ってある畝の横で盛ってある土は田んぼの中の土じゃ なくて外部の土。
山内昭広委員	地元ですけど、先程話したように現況は田んぼで、作ってる。そ こを埋めるために表土が不足しているから、表土はなかなか出ない から、
事務局	はい。承認を受ける前に入れている土になります。

吉原正治委員	承認を受ける前に入れていいんでしょうか。
事務局	駄目です。駄目なんです、先程南里委員がおっしゃるように駐車場にするのであれば、完全な違反転用になりますが、
吉原正治委員	はい。わかります。わかります。それはわかります。手続きの手順としては承認をこの農業委員会で頂いた後に表土が出たからその土を持ってきてていう手順を踏まないといけないけども、先に表土があるからということで、先に持ってきちゃいましたよ。という写真ですね。正しい手順はどうなんですかと
会長	吉原委員のおっしゃる通りです。今田んぼを埋めて駐車場にする時はですね、すぐ業者は埋めますもんね。私も貰いましたけど、なかなか今表土は手に入らんですもんね。
事務局	通常の違反転用であれば、顛末書など必要ですが、農地から農地ですので、そこまでは事務局と地元委員と話して顛末書は必要としていません。
会長	他に何か質問ありますか。今良い意見が出ました、こういうような皆が納得することが一番だと思います。質疑が無いようでしたら採決に移りたいと思います。第 16 号議案について賛成の方は挙手をお願いします。
	～全員賛成～
会長	全員賛成により第 16 号議案は原案の通り決定いたしました。続きまして第 17 号議案を事務局よりお願いします。
事務局	第 17 号議案について説明いたします。 今まではスクリーンで説明していましたが、今回から紙で説明いたします。 ～一筆ずつ説明し採決を行う～ 今後の流れですが、別添の調査書と現地写真を添付して対象者へ送付します。これを送って相手がどういう風にしたいのか、どう考えているのかを記載してもらい返事を頂きます。返事は農業委員会に報告をさせていただきます。その結果を元に筆ごとに考えていくようになります。 今月末に送付し、回答期限は来年 1 月とする予定です。なので結果は来年 2 月か 3 月となる予定です。 以上で終わります。
会長	その他ですけど、事務局よりお願いします。
事務局	～研修案内～ ～新年会案内～
副会長	皆様色々審議をしていただきありがとうございました。それでは今回の農業委員会を終わらせていただきます。お疲れ様でした。

会 長 _____

議事録署名委員 _____ 番

議事録署名委員 _____ 番